

司法通訳における言語等価性維持の可能性

起訴状英語訳の試み

毛利 雅子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Language Equivalency in Judicial Interpretation

- The Challenge of Translating Japanese Indictments into English -

MOURI Masako

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The indictment process in the courtroom is quite important, especially for defendants, because everything is examined based on the indictment. This legal document, however, is characterized by long sentences, antiquated Japanese expressions, special terminology, and unusual or easily misunderstood terms. This paper examines those characteristics of the indictment process and proposes a better format with easier wording for defendants to understand the contexts exactly while maintaining language equivalency.

1. 外国人犯罪と司法通訳人

近年、多くの外国人が日本に入国してきている。国際化という名のもと、様々な交流プログラム、企業のグローバル化に伴う異動など、いろいろな要因が挙げられるが、ここ数年で日本に在住する外国人は急増しており、外国人登録を行った外国人数は平成7年には1,362,371人だったのが、平成16年には1,973,747人となっている（警視庁ホームページ「組織犯罪」）。政治・経済が一国では成り立たない現在の状況では、外国人との共生も避けては通れないことであり、近年では外国人コミュニティが街の中に存在することも珍しくはない。実際に、*Newsweek* 日本版（2006年9月13日号）では「移民国家ニッポン」、NHK『クローズアップ現代』（2006年9月20日）では「急増する外国人犯罪～府中刑務所からの報告～」として、在日外国人に関する特集が組まれるほどである。

こういった最近の報道に見られるように在留外国人の増加と並行して、外国人犯罪も増加の傾向を見せている。現実には、ここ数年で外国人犯罪および総検挙数が急増し（平成18年度警察白書統計資料）

社会問題化してきている。平成17年度版犯罪白書によれば、平成16年における来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は32,087件（前年比17.7%増）、検挙人員は8,898人（同2.0%増）、特別法犯（交通法令違反を除く）の送致件数は15,041件（同12.6%増）、送致人員は12,944人（同14.7%増）であり、いずれも統計の存する昭和55年以降最多となった。罪名別の検挙件数は、窃盗が27,521件（同20.5%増）、強盗が269件（同5.5%増）、入管法違反が12,516件（同18.6%増）であり、いずれも過去最多となった。

また警察庁のまとめによると、今年1-6月末までの来日外国人の刑法犯摘発は13,364件であり、摘発件数を発生地域別に1996年と比べると、東京都が約20%減ったのに対し、四国が4.5倍、中部が3.3倍、関東が1.9倍増加するなど、地方への拡散傾向がみられたのも大きな特徴であるといえよう（『中日新聞』）。国際化と言えば華やかなイメージが先行しがちであるが、人の往来が増えるにつれ犯罪も増加するという現実もある。

外国人が関係する犯罪増加に伴い、日本語を解さない被疑者のために通訳を必要とする公判も増えて

きている。もちろんこれは公判のみならず、警察による捜査・逮捕から検察による起訴、そして法廷における判決・刑の確定に至るまでの治安・司法プロセスの、すべての段階で通訳が必要となってきたことを意味する。これまでは少数のケースであったが、今では捜査の場でも外国語が多用されている。現状では、摘発された外国人の国籍は、中国が全体の43.2%を占め、次いでブラジル(12.8%)、ベトナム(8.4%)の順となっているが、摘発件数から判断して、北京語・広東語の司法通訳人、ポルトガル語の司法通訳人だけではなく、あらゆる言語の司法通訳人の需要が高まっているとの報告がある(『中日新聞』)。

今後、更なる国際化や企業のグローバル化に伴い、来日外国人の数が大きく減少することは余り想像できない。来日外国人の増加が即ち外国人犯罪の増加には繋がるとは言えないが、これまで想定しなかったような外国人が関わる犯罪、また犯罪の国際化は今後も起きうると考えられる。それに伴い、日本語を解さない被疑者は派生し、そのための司法通訳人は今後さらに増加すると考えられる。

翻って、日本における司法通訳もしくは司法通訳人の現状研究は、水野(2006)を始めとしてまだ始まったばかりと言ってもいいだろう。例えばアメリカのように、移民を政策としている国では、英語以外の言語を使用する人間による犯罪も多く、結果、司法通訳をめぐる研究も広範に行われてきた。しかし、日本はこれまで来日外国人の数がそれほど多くなかったこともあって、外国人が被疑者となる犯罪を想定しておらず、司法通訳の研究も余り進んでこなかった。

だが近年、法務省でも「外国人関係事犯については、悪質事犯に対し厳正に対処するとともに、有能な通訳人の確保等に配慮して、適正な捜査に努めています」(『刑事事件の動向』)とあるように、通訳人の意義・必要性が大きく認識されるようになった。

とはいえ、実際に司法通訳人がどういう役割を担っているか、それほど理解されてはいないのではないだろうか。逮捕から判決までのさまざまな段階で司法通訳人が必要とされるが、今回はまず法廷通訳、特に起訴状の翻訳と通訳に焦点を絞って、言語等価

性の可能性と限界を論じ、今後の日本における司法通訳研究の一步としていきたい。

2. 公判と起訴状

通常、容疑者逮捕後、勾留期限が切れる前に起訴・不起訴の決定がされる。起訴されると容疑者から被告人へと立場が変わり、被告人が日本語を解さない外国人である場合は、裁判の公正を期すために法廷通訳人が付く。通訳人には裁判所から依頼が来て、ここで正式に法廷通訳人が決定となる。こうして法廷通訳人となると、裁判所書記官から第一回公判期日の連絡と共に起訴状が送られてくる。この起訴状を翻訳・通訳するところから法廷通訳人としての業務が始まる。

第一回公判までに、日本語原文起訴状は被告人の希望する言語に翻訳され、それが被告人本人に送付される。さらに、第一回公判では検察官が日本語で朗読した後に、通訳がそれぞれの対応言語で読み上げ、罪状認否へと移る。

起訴状については『法廷通訳ハンドブック補訂版』(1990)に、「起訴状に書かれた事実が審理の対象となってその事実が本当であるかどうかを調べるのが裁判手続」と記されている。つまり、裁判はすべて起訴状が元になる。すなわち、起訴状から裁判が開始されると理解してよく、この起訴状の重要性を被告人自身が理解する必要がある。よって、「通訳するに当たっては、このことは十分頭に入れておかなければなりません。なお、この起訴状の記載で分からないような言葉があるような場合には、事前に裁判所書記官にお尋ねください」と指示がされている。また『法廷通訳ハンドブック実践編』(1997)では、「起訴状朗読では起訴状に記載されている内容を忠実に通訳する必要がありますが、中にはぴったりと当てはまる訳語がない場合もあります。そのような場合には、説明を付加して訳さざるを得ないこととなります。用語の意味内容について不安がある場合には、事前に適宜書記官に相談してください。」という指示もなされている。つまり、法務省も忠実にとはいうものの、翻訳・通訳に関しては説明の付加の必要性も示唆している。

このように起訴状に関して、またその後の審理手

続き全般においても、「忠実に通訳する」ことが求められるのが法廷通訳人である。と同時に、ハンドブックにもあるように、ぴったりと当てはまらない訳語がない場合には説明も必要という含みを残してはいる。しかしこれは事実関係や用語だけの問題ではなく、表現全体を通して「被告人や証人に対し話されたこと又は被告人や証人が話したことを忠実に通訳してください。(中略)それぞれの質問のニュアンスなどに十分注意して、できる限り言葉に忠実に通訳してください。」(『法廷通訳ハンドブック補訂版』)と記載されているように、変更や付加は許容しつつも、「忠実に通訳」且つ「ニュアンスなどに十分注意」と相反したことを要求されているのが通訳人の現状なのである。

ここに記述されているように、裁判所側からは単語単位での正確な逐語訳、すなわち「言葉に忠実に通訳する」ことを求められている。しかし、果たしてそれが本当に忠実であり、正確な通訳となるのだろうか。確かに、情報を漏らさずに通訳することは絶対に守らねばならないが、逐語的・直訳的な等価性だけで、日本語を解さない外国人が公判でのやり取りを正しく理解出来るのだろうか。

確かに司法という特殊な場での通訳では、「正確性」が殊に重要である。しかし、「正確性」といってもその意味するところは、形式的正確性や意味的正確性など異なった幅広い解釈が存在する。言語を訳すということは単なる単語の置き換え作業ではないのである。意味を余すことなく伝えることが使命だと考えれば、何らかの補足、追加、編集を伴ったとしても、通訳人は意味的等価性・正確性を維持する必要があると考えられる。

現在、日本通訳学会において「司法通訳倫理原則」が論じられている。この原則、及び現在法曹界から出ている雛型などを参考にしながら、まずは起訴状について、どのように意味の等価性を維持し、更にわかりやすい通訳へシフトすべきかを論じていきたい。

3. 起訴状の問題点

裁判は、初公判から判決確定の間まで、さまざまな文書を使用し、いろいろなやり取りが交わされる。

が、今回はどの初公判でも必ず存在する起訴状を取り上げる。具体的には、筆者が経験した起訴状とその問題点を挙げ、言葉の等価性よりも意味の等価性を意識した翻訳を提示し、検討を加えていきたい。

今回取り上げたのは、実際に大麻取締法違反事件で使用された起訴状である¹。

起訴状原文

公訴事実

被告人は、みだりに、営利の目的で、大麻を輸入しようとして、氏名不詳者と共謀の上、大麻である大麻草約 3,000 グラムを 2 重底の紺色キャリーバッグに隠匿した上、平成 aa 年 bb 月 cc 日、AA 国 BB 空港において、CC 航空 DD 便に搭乗するに際し、上記キャリーバッグを EE (注：日本国の場合は地名が入るので国名ではない) の FF 国際空港までの機内預託手荷物として同航空会社に運送委託し、GG 国 HH 国際空港において、同航空 JJ 便に乗り継ぎ、同月 ee 日午前 ff 時 gg 分ころ、同便により、上記キャリーバッグを上記 FF 空港に運送させた上、情を知らない同空港作業員をしてこれを同航空機から機外に搬出させて上記大麻を本邦内に取り降ろさせ、もって大麻を輸入するとともに、同日午前 hh 時 jj 分ころ、同空港内 FF 空港税関検査場において、同税関職員に対し、上記大麻を携帯している事実を秘して申告しないまま通関手続を終了させて関税定率法上の輸入禁制品である大麻を輸入しようとしたが、同税関職員に上記大麻を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

罪名

大麻取締法違反、関税法違反

この起訴状原文にみられる問題点としては、以下の点が挙げられる。

まず起訴状は一文に収められており、日本語で聞いていても理解困難である。

次に、罪名が最後に告げられるので、被告人は自分が何の罪に問われているのか最後まで聞かないと理解できない。

更に、言葉の用法、語句の選択、表現が独特であ

り、一般には馴染みのないものも多い。例えば、古い表現（例：情を知らない、事実を秘して）、カタカナ語による誤解を招きかねない表現（例：キャリアバッグ）、意味の曖昧な副詞の用法（例：みだりに）、更に法廷独特の表現（例：大麻である大麻草）である。このように、実際に法廷で朗読される起訴状は、日本語を母国語とする者が聞いていても、理解し難い。

次に、「言葉に忠実に通訳する」を尊重し、起訴状原文を直訳した英語を提示する。従って、ここでは言語等価性や理解のしやすさは全く考慮していない。

サンプル 直訳

Facts of constituting the offense charged:

The defendant, in the absence of legal grounds for exceptional treatment and with profit-making purpose, conspired with unidentified others, intending to import cannabis, checked in this carrying bag as check-in luggage to FF International Airport in EE (Japan), when boarding CC Airlines flight number DD at BB Airport, in AA on bb/cc/20xx, concealing about 3,000 grams of cannabis leaves, in the twofold bottom of the dark blue carrying bag, and transited to the same airline flight number JJ at HH International Airport in GG and had this carrying bag delivered to FF Airport by the above airplane around ff:gg a.m. on bb/ee and made the airport staff member, who did not know the circumstance, carry out this carrying bag from the above airplane to bring the above cannabis into this country and tried to import cannabis and again tried to import cannabis, contraband goods listed on Customs Tariff Law, without telling that he had cannabis with him to customs officers at the custom clearance section at FF Airport around hh:jj on the same day, but failed to import cannabis, because the custom officer found the cannabis.

Charge:

The Cannabis Control Law, The Customs Law

これを英文として検討した場合、特徴・問題点としては以下の点が挙げられる。

まず日本語が一文なので、英語も一文にしている。被告人は、初公判前に翻訳された起訴状を受け取っているが、実際の法廷では書面は与えられない。従って、事前に書面で受け取った起訴状であっても、法廷という緊張を強いられる場で音声として聞くだけで改めて理解するには、困難が伴うことも予想される。さらに英語通訳の場合は、必ずしも英語を母国語とする被告人ばかりでなく、むしろ非母語者が多い傾向にあることを考えると、一文で書かれた文を法廷において聴いただけで理解するのは、非常に困難、または不可能と想像される。

また、罪名が最後に来る日本語起訴状の形式に従うと、被告人は最後まで罪名はわからないまま公訴事実を聞くことになる。

更に、語順を日本語と同じ順序にしようと試みているが、この英文からわかるように、日本語からの直訳だと英語としては妙なものになり、意味の等価性が保てなくなっている。直訳・逐語訳をよしとする現状に沿って日本語から英語への通訳において編集を一切行わないとすれば、意味の等価性の維持は困難になる。更に、日本語では名詞の単数・複数が明確ではないため、「共謀者」、「職員」などは英語で単数にすべきなのか、複数にすべきなのか、ある程度まで推測が必要となる。よい通訳の条件として、audience-friendly、つまり被告人及び聴衆に解りやすいことがあるが、この直訳は決して聴衆に優しいとは言えない。

次に法曹界が発行している文献でモデル訳とされているものを日本語原文例に続けて提示する。これは現在入手可能な数少ない参考資料であり、登録後の司法通訳人は一読しておくことが勧められているものである。ここでは日本語原文も、上記の実際の起訴状よりも、かなりすっきりとした構成および表現になっている。通訳人への参考文献ということで、理解しやすいものが例示されていると思われる。法務省側でも法廷日本語の問題を認識しているということであろう。

モデル訳のための起訴状例『法廷通訳ハンドブック実践編英語』

被告人は、みだりに大麻を輸入しようと企て、大

麻草 70.94 グラム(種子を含む。)を自己の着用する両足靴下底にそれぞれ隠匿携帯した上、1996年5月3日(現地時間)米国ハワイ州ホノルル国際空港から中華航空017便の航空機に搭乗し、平成8年5月4日午後零時30分ころ千葉県成田市の新東京国際空港に到着し、大麻を身につけたまま同航空機から本邦に上陸し、もって本邦内に大麻を輸入したものである。

サンプル モデル訳 (同書)

The defendant, in the absence of legal grounds for exceptional treatment, intending to import cannabis, boarded China Airlines flight number 017 at Honolulu International Airport, in Hawaii, the United States of America on May 3, 1996 (local time), concealing 70.94 grams of cannabis leaves, including seeds, in the soles of the socks he/she was wearing. Upon arrival at New Tokyo International Airport, located in Narita City, Chiba Prefecture, on May 4, 1996 at about 12:30 p.m., the defendant imported cannabis into this country by landing in this country and deplaning carrying the cannabis with him/her.

このサンプル モデル訳を最初に提示したサンプル 直訳と比較すると、理解しやすいものになっていることがわかる。その理由としては、英語訳が日本語原文のように一文にはなっていないことがまず挙げられるだろう。しかし、本当に被告人及び聴衆にとってわかりやすい訳かと言えば、まだまだ理解しにくい点が残っていると考えられる。まず、起訴状原文特有の繰り返し、例えば「本邦に」が、モデル訳においても「into this country」や「in this country」と繰り返し訳出され、英文としてくどい印象を与えている。

また、例えば「みだりに」という原文の古い表現が英語では説明的な表現 in the absence of legal grounds for exceptional treatment に変わっているが、それでも独特の回りくどいものになっている。「みだりに」という副詞は、日本語で聞いていても意味が曖昧である。『広辞苑』第四版によると「序をみだして。むやみに。わけもなく。思慮もなく。無作法に。

しまりなく。」と定義されている。一方、水野(2006)は、法律用語としての「みだりに」は特別の意味で使われ、「持つことに正当な理由がないのに持っていたら、『みだりに』持っていた、という表現になる」としている。現行では、「みだりに」(『法廷通訳ハンドブック実践編英語』)と、より説明的な「法定の除外理由がないのに」(『法廷通訳ハンドブック英語補訂版』)の両方が使われているが、これらの英訳は in the absence of legal grounds for exceptional treatment と同一表現になっている。

また、「隠匿携帯する」という表現も、「言葉に忠実に」という指示に固執してか、『補訂版』では secreting というような、普段使われない動詞が訳語として提案されている。ちなみに『実践編』では、concealing となっている。このように、法廷通訳人に提示されている参考資料がまず統一性を欠き、通訳人を混乱させる理由にもなっている。

モデル訳にしても起訴状のサンプル英訳に留まり、実際に法廷で話される内容および朗読される起訴状に広く対応しているわけではない。また、上述のように、資料に統一性がなく、通訳人によって印象の違う起訴状を朗読する可能性が生じている。

加えて、モデル訳においても日本語起訴状の形式に合わせて罪名が最後に来ており、被告人は自分が何の罪に問われているのか最後まで聞いていないと認識できず、不安を覚える恐れが生じている。

こうして2つの英訳を検討すると、次の4点に問題点を集約できるだろう。

直訳、もしくはそれに近い形を取ると、一文もしくは文の数を制限した長くまわりくどい英文となり、法廷では音だけで理解しなければならない被告人には、非常にわかりにくいものとなる。

日本語の古い表現、また司法独特の表現のために、通訳人にも意味不明瞭のこともあり、英語通訳以前の問題である場合が多々ある。

名詞に関しては、日本語では単数・複数の区別がないものの英語では明確に提示するため、通訳人の立場からはどちらなのか判別できない。共犯者がいる事案を想定すると、共犯者といっても1人なのか2人以上なのかによって英語表現が異なってくるが、それを日本語から判断するのは不可能である。これ

が罪状に大きく関わってくる可能性も否定できない。もちろんハンドブックには、不明な点は書記官、もしくは検察に確認すべきとされているが、実際には時間的に余裕がない、または確認をしても外国語(ここでは英語)の特性、つまり単数・複数が表現に必要なことが理解されていない場合もあり、実際に尋ねても明確な回答を得られないこともある。

罪状・罪名が最後に告げられるため、被告人は自分が何の罪に問われ、どの法を犯したのかわからないため、心理的に不安要素が高くなり、落ち着いて起訴状朗読を聴き理解することが出来ない可能性も生じる。

こういった点を踏まえ、提示したいのが次のような英訳である。

サンプル 毛利訳

Charge: Violation of the Cannabis Control Law and the Customs Law

Indictment:

The defendant, for profit-making purpose and without good reason, conspired with unidentified others, and concealed about 3,000 grams of cannabis leaves in the twofold bottom of a dark blue suitcase. Intending to smuggle cannabis, the defendant checked in this suitcase at FF International Airport in EE (Japan), and boarded CC Airlines flight number DD at BB Airport, in AA on bb/cc/20xx. Then, the defendant transited to the same airline flight number JJ at HH International Airport in GG and had this suitcase delivered to the FF Airport by the above airplane around ff:gg a.m. on bb/ee. Upon arrival, the defendant made an airport staff, who did not know the circumstance, carry this suitcase out from the airplane, and planned to smuggle cannabis into Japan. Around hh:jj on the same day, the defendant did not tell the customs officers at FF Airport that he had cannabis, contraband goods listed in the Customs Tariff Law, with him. The defendant, however, failed to smuggle cannabis, since the customs officer found it.

前述した2つのサンプル訳と比較して、改善点と

して挙げられるのが、まず、先に罪名を提示して、聞いている被告人が理解しやすい順序に変更したことである。最初に被告人に対して、何の罪に問われているのかを明示することで、心理的不安感を軽減し、その後の罪状認否の際、落ち着いて判断する環境を整えることが出来ると考える。文献上、『特殊刑事事件の基礎知識 - 外国人事件編 - 』(1996)で、既に罪名が先に提示される英訳サンプルが示されているが、現場では依然として罪名が最後に告げられる状況であり、敢えてこの点を問題として指摘する。

また、日本語原文が一文であっても、それを踏襲して全て繋げるのではなく、意味の纏まりごとに文を完結させ、理解しやすいように文章全体を構成する。

さらに、用語を理解しやすいものに変更する。例えば、

古い表現を、英語では理解しやすいものとする、誤解を招きやすいカタカナ日本語、例えば「キャリーバッグ carrying bag」では機内持ち込み荷物 carry-on bag のようにも聞こえるので、「suitcase」という表現に変更する、

同じ名詞を繰り返すのではなく、代名詞によって、英語のフローを優先する(例:大麻を意味する cannabis を何度も使用するのではなく、代名詞の it に変える)

時間の経過や順序、また理由を表わす副詞を有効に使用する。これによって、聞いている被告人が理解しやすいものとなる(例: first, second, finally, then, therefore, since など)

動詞を実情に近いものに変える。例えば、「輸入しようとした」に対して import を使用すると、合法的と聞こえる。これが違法行為であることを被告人に対してはつきりさせるために、smuggle という単語を用いる。

4 . 結論

今回は司法通訳の、起訴状翻訳・通訳のみを検討したが、これだけでもいろいろな問題を含んでいることが明らかになったと言えよう。独特の古い表現、和製英語のカタカナ表記、そして、非日常的な法律言語が相変わらず使用されている。

通訳人用に参考文献として英訳雛形は存在しているが、これまで論じてきたように現存のものでは、わかりやすさ・意味の等価性という観点からは不十分である。法廷という時間や情報が制限された環境下で意味の等価性を維持するには、より精度の高い雛形が必要だと言えよう。

現在、日本通訳学会において「司法通訳倫理原則」が論じられているが、現状で通訳人に期待される役割は、ただ逐語的に翻訳・通訳すればよいというものではないことは明らかである。また、「正確性」、「等価性」とは何かという点についても、まだまだ議論の余地がある。

法廷通訳人は、意味の正確性を維持することはもちろん、異言語間・異文化間の「よきコミュニケーター」でなければならない。しかし、これは言語のみならず、コミュニケーションに関わる全ての役割を担うことを意味し、必然的に通訳人の負担は物理的・精神的に非常に大きなものとなる。通訳人の負担を軽減することは、誤訳を防ぎ、ひいては誤審を防ぐ手段ともなる。そのためには、起訴状を初めとして、その他の書面に関しても精度の高い雛形を作成し、事前に準備できる環境を整える必要性は大きいと考える。

今後は、法廷内での談話・書面における等価性を検討すると共に、さらに捜査段階へも目を向け、司法通訳人の立場や等価性についても検討・議論を続けていきたい。

(付記：本稿は、平成 18 年 7 月 1 日の日本時事英語学会中部支部例会、及び同年 9 月 23 日の日本通訳学会第 7 回年次大会でのシンポジウムでの発表を元に加筆修正したものである。)

註：

¹ 守秘義務、および個人情報保護の観点から、固有名詞、日時、場所を全て記号化している。

参考文献およびウェブサイト

警察庁ホームページ (組織犯罪)

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai1/17b/2.pdf> (2006 年 8 月 16 日アクセス)

警察庁ホームページ (組織犯罪)

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai1/17b/5.pdf> (2006 年 8 月 16 日アクセス)

『警察白書統計資料』平成 18 年度

<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h18/3shou/3-10.pdf>
(2006 年 8 月 16 日アクセス)

『中日新聞』(2006 年 8 月 17 日夕刊)「続く組織化 外国人犯罪地方拡散」p.1

日本放送協会 (2006 年 9 月 20 日)「急増する外国人犯罪～府中刑務所からの報告～」『クローズアップ現代』

Newsweek 日本版 (2006 年 9 月 13 日号)「移民国家ニッポン」

『犯罪白書』平成 17 年度版

<http://www.moj.go.jp/> (2006 年 8 月 16 日アクセス)

法曹会(財) (1996)、『特殊刑事事件の基礎知識 - 外国人事件編 - 』

法曹会(財) (1990)、『法廷通訳ハンドブック 補訂版 英語』

法曹会(財) (1997)、『法廷通訳ハンドブック 実践編 英語』

法務省ホームページ 「刑事事件の動向」

<http://www.moj.go.jp/> (2006 年 8 月 16 日アクセス)

水野真木子 (2006) 「判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」『スピーチ・コミュニケーション教育』Vol.19. 113-131.

(Received : September 30, 2006)

(Issued in internet Edition : November 1, 2006)